

# 定 款

一般社団法人ファミリービジネス研究所

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ファミリービジネス研究所と称し、英文では、Japan Family Business Institute と表示する。

### (目 的)

第2条 当法人は、ファミリービジネスに関する研究を促進し、ファミリービジネス経営者及び後継者の育成と、ファミリービジネスを支援する実務家の育成並びにファミリービジネス研究・教育・支援に関するグローバルなネットワークの構築を目的とする。

当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1．研究会、講演会、セミナー、シンポジウムその他の会合の開催
- 2．国内外の学会若しくは研究機関又は国際機関との連絡及び協力
- 3．前各号に附帯関連する一切の事業

### (主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を、東京都千代田区に置く。

### (公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

### (機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員、会員及び協賛企業等

### (社員、会員及び協賛企業等の資格)

第6条 当法人は、社員、会員及び協賛企業等をもって構成する。

社員は、第2条の目的に寄与する者で、当法人の目的に賛同して入会した者とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人とする。  
協賛企業等は、当法人の目的に賛同し、協賛金を寄付する法人、団体及び個人とする。

#### (入 社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、社員1名の推薦を得て、理事会の定める方式に従って申込みをし、理事会の承認を得るものとする。  
当法人の会員となるには、社員1名の推薦を得て、理事会の定める方式に従って申込みをし、理事会の承認を得るものとする。  
当法人の協賛企業等となるには、社員1名の推薦を得て、理事会の定める方式に従って申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

#### (会費)

第8条 社員及び会員は、社員総会の定めるところにより会費を納入しなければならない。本条の会費は、社員については、法人法第27条に規定する経費とする。  
なお、社員及び会員が納入した会費はその資格を喪失しても返還しない。

#### (社員名簿)

第9条 当法人は、社員、会員及び協賛企業等の氏名及び住所を記載した「社員・会員・協賛企業等名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員・会員・協賛企業等名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。  
当法人の社員、会員又は協賛企業等に対する通知又は催告は、「社員・会員・協賛企業等名簿」に記載した住所、又は社員、会員又は協賛企業等が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

#### (退 社)

第10条 社員、会員又は協賛企業等は、次に掲げる事由によって退社する。  
1．社員、会員又は協賛企業等本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。  
2．死亡又は解散  
3．総社員の同意  
4．除名  
社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。  
会員又は協賛企業等の除名は、正当な事由があるときに限り、理事会の決議によってすることができる。

### 第3章 社員総会

#### (社員総会)

第11条 社員総会は、社員をもって構成し、この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議するものとする。

#### (招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき所長がこれを招集する。所長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事がこれを招集する。社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

#### (招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (議長)

第14条 社員総会の議長は、所長がこれに当たる。ただし、所長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

#### (決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、社員総会に出席した社員(第17条の規定により議決権の行使を委任した社員を含む。)の議決権の過半数をもって行う。

#### (社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の他の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 理事及び監事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3名以上30名以内とする。

(監事の員数)

第20条 当法人の監事の員数は、1名以上3名以内とする。

(理事及び監事の資格)

第21条 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他当該理事と特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は三分の一以下とする。

理事は、社員の中からこれを選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事及び監事を選任の方法)

第22条 当法人の理事及び監事を選任は、社員総会の決議により選任する。

(所長及び代表理事)

第23条 当法人に業務執行理事たる所長1人、代表理事1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

所長は会務を総理する。

代表理事は当法人を代表する。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

増員により選任された理事の任期は、他の在任役員の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事には、報酬等は支払わないものとする。

## 第5章 理事会

(理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成し、この定款に定めるもののほか、次の事項を決定する。

1. 社員総会に付議すべき事項
2. 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第27条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会の決議により決定した者がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第28条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会の決議により決定した者がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第32条 代表理事及び所長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、それぞれ自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第35条 所長は、毎事業年度終了後、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。  
前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第36条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(会 計)

第37条 当法人の経費は会費その他の収入をもってまかなう。

(剰余金の不配当)

第38条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

## 第7章 解散及び清算

### ( 解散の事由 )

第39条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- 1．社員総会の決議
- 2．社員が欠けたこと
- 3．合併（合併により当法人が消滅する場合）
- 4．破産手続開始の決定
- 5．裁判所の解散命令

### ( 残余財産の帰属 )

第40条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、当該残余財産を地方公共団体若しくは当法人と同種の事業を行う公益法人に帰属させるものとする。

## 第8章 その他

### ( 幹 事 )

第41条 所長は、この団体の運営を補佐するため、社員の中から幹事を指名することができる。

幹事の任期は1年とする。ただし、再任を免れない。

### ( 委員会 )

第42条 理事会は、第2条に定める事業の遂行のために必要があると認めるときは各種委員会を設置することができる。

委員会の長は、理事会の決議により理事の中から選ばれた者がこれに当たる。

委員会は、委員会の長の了解を得て当法人の社員以外の者をその構成委員とすることができる。なお、委員会の構成委員名簿は理事会に提出する。

### ( 細 則 )

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、所長がこれを定める。



## 第9章 附 則

( 設立時社員の氏名及び住所 )

第44条 当法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

横浜市南区六ツ川三丁目101番地の15 奥村 昭博  
千葉県柏市花野井1859番地の24 小西 龍治

( 設立時理事及び設立時監事 )

第45条 第21条第2項前段の規定にかかわらず、当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	小西 龍治 奥村 昭博 大澤 真 小林 和也
設立時監事	庄司基晴

( 最初の事業年度 )

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年8月31日までとする。

( 最初の事業計画及び収支予算 )

第47条 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。

( 年間会費 )

第48条 当法人の年間会費は、次に掲げる額とする。

- 1 . 社員 : 金60,000円
- 2 . 会員 : 金30,000円

( 定款に定めのない事項 )

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人ファミリービジネス研究所を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士法人池袋法務事務所の社員 峯岸良治は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成24年9月10日

設立時社員 奥村 昭博

設立時社員 小西 龍治

上記設立時社員の定款作成代理人 東京都豊島区西池袋五丁目17番11号  
司法書士法人 池袋法務事務所  
社員 峯岸良治